

# 下水道管路の長寿命化計画

## 下水道長寿命化支援制度とは

下水道整備の進展に伴い、施設ストックが増大し、管路施設の老朽化が原因の道路陥没が最近急増しています。こうした事故の未然防止、およびライフサイクルコスト(LCC)の最小化を図るため、平成20年度に「下水道長寿命化支援制度」が創設されました。

本制度は、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化計画」を策定するとともに、この計画に基づき長寿命化を

含めた計画的な改築・更新を行うものです。「長寿命化計画」とは、予防保全的な管理、および更生工法あるいは部分取替等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する計画です。

●平成25年度以降は、「長寿命化対策」を含めた施設の改築に対する国庫補助は、「下水道長寿命化計画」に位置づけられた予防保全的な管理を実施しているものに限定されることになります。

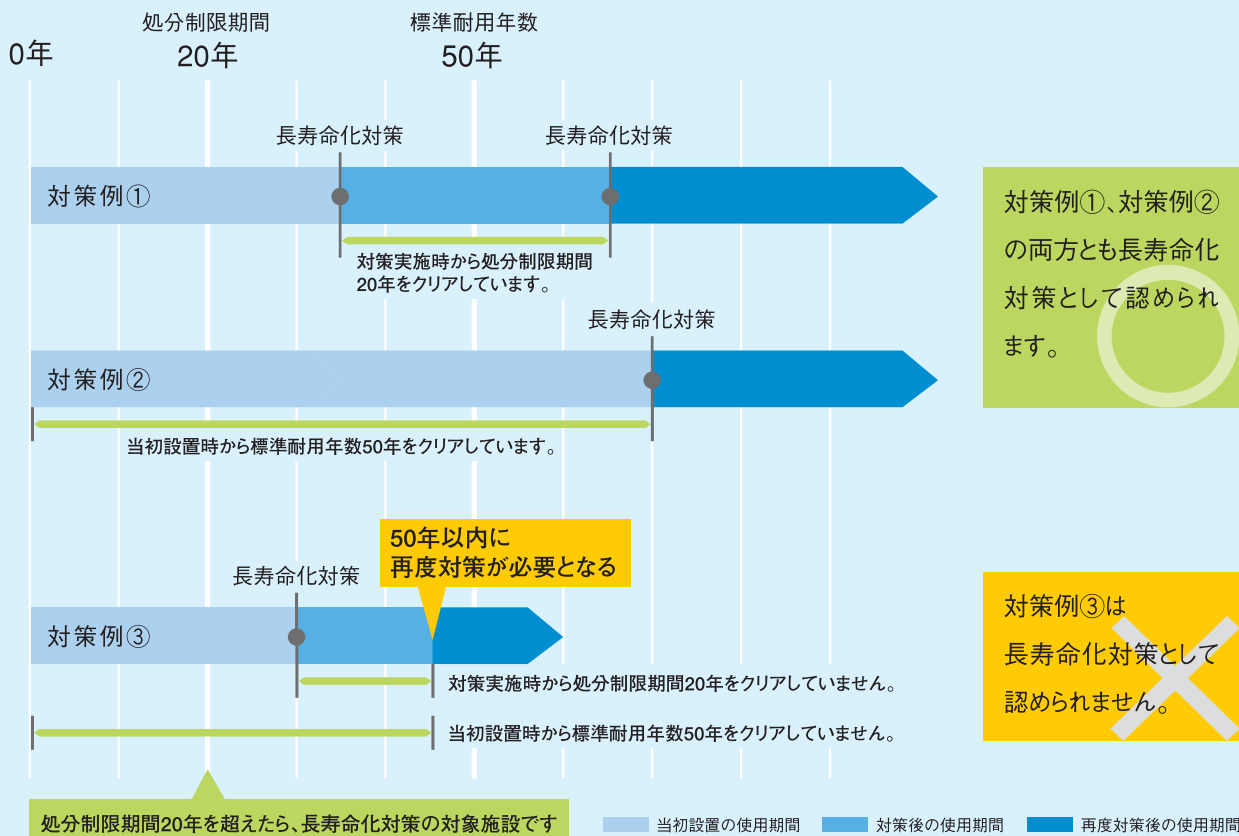
## 長寿命化対策の対象範囲とは

「適化法」第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間を経過した施設に対して以下の条件にあてはまる施設を対象としています。

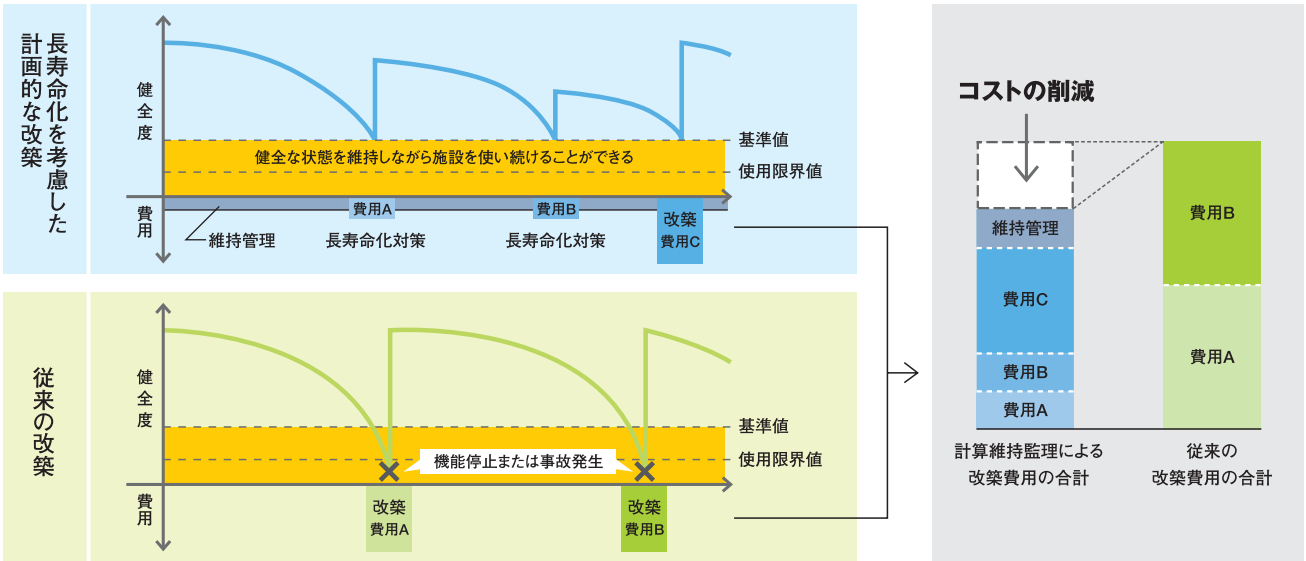
- 1 対策時点から数えて処分制限以上の使用年数を期待できる対策であること。  
また、原則として当初の設置時点から数えて改築通知に定める標準耐用年数以上の使用年数を期待できる対策であること。

(適化法:「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施工令」昭和30年政令第255号)

## 長寿命化対策の対象



### ライフサイクルコストの低減イメージ



### 長寿命化計画策定フロー（管路）

